

## 変更及び廃業に必要な書類（浄化槽保守点検業者）

### 1. 変更の場合

浄化槽保守点検業者変更届出書（様式第 7 号）と以下の添付書類が必要となります。  
（窓口及び郵送での申請では、正本 1 通、副本 1 通の計 2 部を提出のこと）

| 変更の内容              | 添付書類                                                                                            |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名若しくは名称又は住所の変更    | 法人…登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書）<br>個人…住民票の写し                                                           |
| 法人の役員の変更           | 登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書）                                                                           |
| 新たに法人の役員となった者がいる場合 | 1. 登記事項証明書（会社の履歴事項全部証明書）<br>2. 誓約書（様式第 8 号）                                                     |
| 営業所の所在地に変更があった場合   | 営業所の案内図                                                                                         |
| 新たに営業所を設置した場合      | 1. 浄化槽保守点検業務従事者名簿（様式第 5 号）<br>2. 浄化槽清掃業者名簿（様式第 4 号）<br>3. 器具明細書（様式第 3 号）及び当該器具の写真<br>4. 営業所の案内図 |
| 浄化槽管理士に変更があった場合    | 当該浄化槽管理士免状の写し                                                                                   |

### 3. 廃業の場合

（窓口及び郵送での申請では、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出のこと）

次のような事由が発生した場合には、浄化槽保守点検業者廃業等届出書（様式第 9 号）の提出が必要となります。

- ・ 死亡した場合（個人）
- ・ 法人が合併により消滅した場合
- ・ 法人が破産により解散した場合
- ・ 法人が合併または破産以外の事由により解散した場合
- ・ 浄化槽保守点検業を廃止した場合